

生活保護法第 78 条徴収金に係る債務の承認及び分割納付申請書

令和 年 月 日

寝屋川市福祉事務所長 様

(申請人)

住所

氏名

生活保護法第 78 条徴収金の未納付分（以下「滞納金」といいます。）について、下記のとおり債務があることを承認します。また、滞納金については、分割納付計画のとおり分割で納付します。この納付計画に基づいて履行することを誓約し、不履行の場合は、滞納金の一括請求を受けることに同意します。

なお、私は、「生活保護法第 78 条の 2 の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」に基づき、令和 年 月 日付け生活保護法第 78 条の規定による費用徴収額決定通知書の納付に充てるものとします。

申請理由

債権の 種類	生活保護法第 78 条徴収金	返還 決定日		決定金額		未納額	
-----------	-------------------	-----------	--	------	--	-----	--

納付開始月 令和 年 月

毎月納付額 円 ただし、令和 年 月は 円

（そのうち、保護金品等より徴収金の納付に充てる額

毎月 円 ただし、令和 年 月は 円)

※ 残額について一括納付が困難な場合は、再相談を行う

ケース番号

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること
- 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されたり、刑法で処罰されたりすることがあること

令和 年 月 日

住 所

氏 名

寝屋川市長 様